

平成28年3月4日
日本学術会議事務局
管理課用度・管理係

調 達 公 告

件 名	平成28年度日本学術会議庁舎昇降機設備保守点検業務
ボックス番号	③
数 量	一式
作 業 内 容	別紙仕様書の通り
契 約 期 間	平成28年4月1日から平成29年3月31日
見 積 提 出 期 限	平成28年3月11日(金) 正午 (郵送の場合は3月10日(木) 18:00)
見積書提出先及 び仕様書交付先	〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34 内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係 TEL03-3403-1930
担 当 者 名	用度・管理係 参宮、小畠
競争に参加する者 に必要な資格及び 注意事項	①別添の「オープンカウンター方式について」を参照 ②参加者は、見積書の提出をもって 「暴力団排除に関する誓約事項」(別記)に誓約したものとする。

仕 様 書

1 件 名 平成 2 8 年度日本学術会議庁舎昇降機設備保守点検業務

2 履行期間 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日

3 履行場所 日本学術会議庁舎（東京都港区六本木 7 - 2 2 - 3 4）

4 対象設備

フジテック(株)製 インバータ制御乗用エレベーター 2 台

項 目	1 号機	2 号機
機 種	ニューエリシオ RN-WP-9(600kg)-2S90-7T	ニューエリシオ RN-WP-9(600kg)-2S90-6T
設置年月	平成 1 4 年 3 月	
用 途	乗用・車いす用エレベーター	
積載量	6 0 0 k g（定員 9 名）	
速 度	9 0 m／分	
停止階数	7 箇所（B 1、1～6 階）	6 箇所（1～6 階）
昇降行程	2 4, 5 4 0 m m	1 9, 1 7 5 m m
制御方式	可変電圧可変周波数・分散制御方式（インバータ制御）	
運転方式	2 台方向性乗合全自動方式	
巻上機	昇降機の直上部に設置	
監視盤	1 階受付内に設置	
機能仕様	主な機能 ＜セーフティ機能＞ ウェイビッカー S（地震時管制運転）、停電時自動着床運転、 火災時管制運転、最寄り階救出運転、扉開き不能救出運転、ド ア・セーフティシユール、セイフティ・ドアリターン、戸開き時 間自動調整、戸開き警報、インターホン、かご内停電灯、乗り 過ぎ検出（音声案内付）、自動着床修正運転 ＜車いす仕様＞ 戸開放時間制御・戸閉速度低減、かご入口光電装置	

5 作業内容

- (1) この仕様書は、昇降機設備における障害を未然に防止し、安全を常時確保するための保守点検の概要を示すものであるため、請負業者は建築基準法第12条に基づく定期検査（年1回）をはじめとして関係する法令等に準拠して当然実施しなければならないものはもちろん、わずかな部分であっても監督職員又は監督職員の指定する者（以下「監督職員等」という。）の指示により、契約の範囲内で誠実に実施するものとする。
- (2) 保守の範囲はフルメンテナンスとし、巻上機、電動機、制御盤、監視盤、受電盤、信号装置、軌、扉関係、カゴ廻り、各部安全装置、その他運転上必要な箇所について実施するものとする。（別記参照）
- (3) 毎月1回以上、定期的に専門技術員を派遣し、点検、注油及び調整を入念に行い、常に安全な状態にあるよう整備する。なお、定期点検の実施日時は、監督職員等と協議し、決定することとする。
- (4) 機器の故障、損耗を事前に発見するよう努め、必要と認めた場合は、速やかに取替及び修理工事を行うものとする。この場合の経費については無償とする。
- (5) 故障等の緊急事態発生時の対応として、監督職員等からの連絡を24時間365日受け付けるものとし、緊急事態発生時には、直ちに専門技術員を派遣し、適切な処置を行うものとする。この場合の経費については無償とする。
- (6) 定期点検又は修理が終了した時は、速やかに報告書を提出し、監督職員等の承認を得ること。

6 その他

- (1) 作業内容によっては、必要箇所の養生を行うこと。
- (2) 資材等の搬出入にあたっては、職員及び来館者等に対しての安全確保を図ること。
- (3) 部品交換等で発生材が生じた場合は、請負業者が関係法令を遵守し責任をもって適正に処分し、不法投棄等を行わないようにすること。
- (4) 各日の作業終了後は後片付けを行うこと。
- (5) 作業中に生じた事故等については、請負業者の責任において対処すること。
- (6) 請負業者の責めにより庁舎施設及び備品等に損害を与えた場合は、請負業者の負担により原状に復すること。

昇 降 機 設 備 保 守 点 検 作 業 項 目

区 分	点 検 項 目
機 械 室	機械室の環境、制御盤、ガバナマシン ブレーキ、ゴムカップリング、各機器の外観、回転機、巻上機 マシン台、防振ゴム、そらせ車
昇 降 路	昇降路の環境、ワイヤーロープ・ロープソケット 制限・切替スイッチ、J B、ガイドシュー・給油器、各機器の外観 カウンターウエイト、トラベリングケーブル レール・ブラケット・プレート
か ご	かごの走行及び着床、かごガイドシュー、給油器、減速・着床装置・J B セーフティ装置、救出口ロック・サービススイッチ、かごの外観 照明、表示、非常灯、操作盤、インターホンかご内室、外枠、シル 荷重検出装置・ファン
乗 場	乗場の環境、非常解錠装置、押釦・標示装置、乗場の外観 ジャム・シル・トーガード、通話装置・ブザー
扉	扉の開閉、ドアオペレーター、ドアクローザ ドアスイッチ、ドアロック、ドア・セイフティシュー、光電管、扉の外観 ドアパネル、ドアガイドシュー、戸当ゴム
ピ ッ ト	ピットの環境、ガバナテンション装置、安全スイッチ、ピットライト 各機器の外観、バッファ装置、オイルパン
他 装 置	リタイヤリングカム、吊車、管制装置・監視盤 オプション、フェッシャプレート

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。